

彙報

二〇一八年度後期東洋学講座講演要旨

第五九回 二月一日(月)

イスラーム法廷文書にみる契約と裁判

東洋文庫研究員 三浦 徹
お茶の水女子大学教授

この講座は、中東・イスラーム地域の生活を、歴史資料から描くという狙いで企画された。歴史資料の多くは、知識人や官僚が執筆したもので、王侯貴族の動向、政治史が中心であり、一般民衆の生活はほとんど描かれることがない。この講座では、契約や裁判や会計の現場で記録された文書資料を用いて、日々の取引や収支の記録がどのように行われたのか、そこから生活の一端を切り出してみる。

かつて日本の商社マンの間では、「ムスリムは都合が悪いことがあると、神様のせいにして、契約を守らない」という評語が交わされた。しかし、日本でも一九九〇年代までは、契約書よりも個人間の信頼関係が重んじられていた。

イスラーム法では、コーラン(二章二八二節)にあるように、金銭の貸借に際しては、文書契約を交わし争いをさ

けることが推奨され、売買、賃貸、相続、後見、借金、婚姻など個人間の取引においては、証人二名をたてて、契約文書を交わし、それを法廷に登記していた。イスラーム法廷には、このような契約の記録が多数残されている。

私は一九九四年に在外研究の機会をえたときに、ダマスカスのサーリヒーヤ街区にあった法廷の記録(台帳)六冊(一九世紀後半)を閲覧し、記載内容をデータベースにした。約八〇〇件の記録のうち、売買四二%、賃貸借一五%といった契約が大半で、訴訟は一四%にすぎない。この傾向は一八世紀の台帳でも同様で、法廷は、争いの場であるよりは、取引契約の登記の場であった。契約の記載内容をみると、取引の当事者のほか、契約を保証する立会人や証人や保証人、あるいは女性や未成年者の場合は代理人をたて、その代理契約の証人名も記録されている。取引される物件については、種類(土地、商店、用具、果樹)、所在(市街区―小路、四囲)、内容(中庭、部屋、水利、通行権)、割合、来歴(相続、売買、その証明)らが事細かに記録されている。物件のほとんどは不動産であり、動産の日常的な取引は文書化されていない。ここから、不動産の取引や相続にあたっては、文書契約を交わし、法廷に登記することで、将来の紛争を防ぐ意図があったことがわかる。イスラーム法では、物を所有できるのは個人であり、家や

法人は不可で、また分割相続が原則であるために、不動産の権利は分割・共有される。物自体の所有権とその使用権（用益権）が分離されている。このため、ひとつの土地に、重層的な権利と複数の権利者がいることが普通であり、これらの権利を契約で結ぶことによって事業が行われた。それを保証するものが、証人であり、法廷であった。

争いがおきた場合、どのように解決されたのか。イスラーム法廷では、拳証責任はまず原告にあり、証人二名が証言すれば勝訴となる。証人が立てられないときは、宣誓という手段をとり、ここでは被告が宣誓すれば勝訴、宣誓ができないときは原告が宣誓すれば勝訴となる。つまり原告と被告の間で交互に、立証の機会があり、裁判官は議長役にすぎない。サーリヒーヤ法廷でも、あるいは他の法廷の記録でも、このルールに従って裁判が行われており、大半は原告が証人を立てて勝訴する。他方で、当事者が地元の名士を訪ね、調停によって解決する場合もあったが、このような場合でも法廷で記録を残していたと考えられる。

イスラーム法世界では、当事者の取引・契約を保証する基本は、証人あるいは調停者という第三者である。逆にいえば、第三者が介在しなければ、取引や事業ができず、人々のネットワークが重要になる。他方で、原告は証人をたてれば、不当な提訴であっても勝訴できる。実際に、一五世

紀のカイロや一九世紀のダマスカスでは、賄賂をつかつて証人や裁判官を買収するといった行為が横行していた。このような負の側面を防ぐことはできたのか。一九世紀前半にダマスカスの法廷を傍聴した英国領事は、「観客や聴衆……の存在は、あやまった裁定の最大のチェックである。視線、ジェスチャー、唇の動きなどで」わかると記述している。真つ赤な嘘を堂々とつけば勝訴できるかもしれないが、それは住民の間での信用を失い、長期的には損をするのである。

ドイツの社会学者M・ウェーバーは、イスラーム法廷の裁判は、当事者の衡平を考量するとして、ヨーロッパ近代の一義的な法による合理的裁判と対置した。法廷文書からは、形式合理的なイスラーム法にもとづきつつ、第三者の調整による衡平の追求が見て取れる。日本近世では、「大岡裁き」と呼ばれる状況に応じた法の解釈が民心を得た。中国清代の民事訴訟では、一義的な法は存在せず、「情理」が重んじられた。契約とは、過去・現在・未来において、自由な意志と異なる利害をもつ個人を結ぶものであり、不安定な要因が内包されている。契約は守られなければならないという一方的な規格化はかえって衝突を激化させる。グローバル化社会では、互いの「契約の文化」を理解しあう必要がある。